

受給券の更新手続きをお忘れなく！

福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、重度心身障害老人等福祉助成券、精神科通院医療費受給券(助成券)の有効期限は、7月31日(日)です。現在助成を受けている人には、6月中旬に更新の申請書を送ります。新規の人は、窓口で申請してください。

福祉医療費助成一覧 **目** 自己負担金が必要な場合あり **所** 所得要件あり

助成項目	対象
乳幼児	0歳～小学校就学前の子ども
子ども医療 目	小学1～3年生 ※10月診療分から助成範囲を小学6年生まで拡大します。対象者には8月に受給券の交付申請書を送付します。詳しくは、広報くさつ8月号でお知らせします
小・中学生入院医療費助成 ※受給券なし	小学4～中学3年生 ※病院で支払った医療保険適用の入院医療費のうち、高額療養費などの保険給付額を除いた一部負担分を助成 ※10月診療分から助成範囲が中学1～3年生になります
心身障害者(児) 心身障害老人 目	【次のいずれかに該当する人】 ・身体障害者手帳所持者(1～3級) ・療育手帳所持者(A1・2、B1・2) ・特別児童扶養手当支給対象児童(1級)
65～74歳老人 ※一部負担金あり	本人と配偶者、扶養義務者の市民税が非課税の人
母子・父子家庭 目 所	18歳到達後の年度末を迎えるまでの子どもと、その子どもを扶養している母子(父子)家庭の母(父) ※父母のいない児童においても対象者に該当します
ひとり暮らし寡婦 目 所	かつて母子家庭の母として、20歳未満の子どもを扶養して、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続し、今後も続くと思われる65歳未満の人
ひとり暮らし高齢寡婦 所 ※一部負担金あり	65～74歳で、ひとり暮らし寡婦の要件を満たす人
精神障害者(児) 精神障害老人 ※精神科通院医療費のみ助成	精神障害者保健福祉手帳所持者(1・2級)で自立支援医療(精神通院医療)の受給者

申・問 保険年金課(1階) ☎561-6975、FAX561-2480



免除・猶予された国民年金保険料の追納

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間があると、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

この期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。老齢基礎年金の受け取り額を増やすために、追納制度を利用しましょう。

※承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算金が上乗せされます

※追納する場合、古い月の分から順に納めていただくこととなります

問 日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一)
☎567-2220、FAX562-9638
保険年金課(1階)
☎561-2367、FAX561-2480

病児保育室「オルミス」お迎えサービス

子どもが登園(校)後に、急な発熱や体調不良で保護者のお迎えができないとき、看護師などがタクシーで迎えに行きます。

対 急な病気で通園・通学が難しい子どもで、保護者の就労などにより家庭で保育ができない、市内在住の生後6カ月～小学3年生

- 定 4人(先着順)
- ¥ オルミスの利用料(送迎は無料)
- 他 ・事前に利用登録要
- ・迎え先は市内に限る
- ・病児保育室「陽だまり」では実施無し

申 9:00～12:00に、オルミス(野村八、コス小児科内) ☎535-0155

問 子ども・若者政策課 (さわやか保健センター2階) ☎562-7882 FAX561-6780



忘れずに納めましょう

市・県民税(全期・1期)
国民健康保険税(1期)
納期限(口座振替日)
6月30日(木)

- ・納付には口座振替が便利です
- ・コンビニやスマホ※、金融機関でも納付できます
- ※一部の税、納付書を除く
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階) ☎561-2311、FAX561-2479



児童手当の現況届 6月30日(木)までに

現況届の提出は原則不要になりました。現況届の提出が必要な人には、現況届を送付しましたので、必ず提出してください。提出がないと、今後の支給ができません。

他 転入・出生された人は、新たに申請要(転出予定日・出生日の翌日から15日以内に申請)

申 6月30日(木)まで(必着)に、直接か郵送で

申・問 子ども家庭・若者課 (さわやか保健センター2階) ☎561-2364、FAX561-6780

犯罪のない明るい社会を築くために

一般公開ケース研究会

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、学習するための研究会です。誰でも参加できますので、詳しくは事務局にお問い合わせください。

とき	ところ
7月2日(土)	矢倉まちづくりセンター
7月9日(土)	志津まちづくりセンター
	老上まちづくりセンター
	常盤まちづくりセンター
7月16日(土)	玉川まちづくりセンター
	南笠東まちづくりセンター*
	笠縫東まちづくりセンター*
7月23日(土)	草津まちづくりセンター
	山田まちづくりセンター
	笠縫まちづくりセンター
8月6日(土)	大路まちづくりセンター

④ 13:30～(2時間半程度) ※10:00～

問 市更生保護女性会事務局 ☎・FAX563-6520

秘密は守ります! 犯罪や非行の悩みは保護司へ相談 (草津支部保護司会事務局)

保護司は、法務大臣の委嘱を受け、犯罪・非行の防止や、罪を犯した人の更生と社会復帰に取り組んでいます。家庭や学校、地域などでの悩みを相談してください。

学区・区	氏名	学区・区	氏名
志津	田中孝	玉川	奥井さよ子
	内藤正規		中野宗城
	寺尾正明	南笠東	川瀬善行
城貴志	黒川英男		
志津南	黒川玉英	山田	池田恵俊
	高岡由喜晃		木村清
草津	藤田恵理子		佐山栄子
	田中香治	佐山利子	
大 路	河田美智子	笠 縫	山本喜久子
渋 川	香月明		山元孝子
	矢 倉	津田正慎	笠縫東
永井信雄		山中多恵子	
老 上	太田光則	常 盤	稲垣保善
	村田晋作		上寺和親
老上西	治田功		中川和江
	杉江昇		
	宇野満壽美		
	谷大輔		

※敬称略、順不同 ※名前は、常用漢字などに変更して掲載しています。ご了承ください

問 健康福祉政策課(2階) ☎561-2360、FAX561-2482

ハイ! 消費生活相談員です **問** 消費生活センター(1階) ☎561-2353 相談時間 9:00～16:30 No. 283

キャッチセールス(通行中に呼び止められた)では、クーリング・オフ制度が利用できます!

「クーリング・オフの手続き方法が分からない」など、契約についての相談は消費生活センターまで。

「アドバイス」 通行中に事業者から呼び止められて、路上や近くの営業所などで契約する販売形態をキャッチセールスといいます。キャッチセールスは、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日間クーリング・オフ(消費者の負担なく無条件で契約を解消)ができます。クーリング・オフは事業者死に書面で通知します。記入例を参考にハガキを書いて両面コピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。ハガキのコピーと送付控え(受領証)は一緒に保管しておきます。

※クーリング・オフの書面の記入例は、市ホームページをご覧ください

「クーリング・オフの無料交換のご案内ですと事業者に呼び止められた時、幼児2人を連れていたので、すでに自宅にあるからと断った。しかし、月額負担が今より安くなり言われて断った。後になって、他社に乗り換える契約だったことが分かった。

【事例1】 ショッピングセンターで、歌ったり踊ったりする通信口ポットの実演販売をしていた。しばらく見ていると事業者から声を掛けられた。高齢の私でも使えるかと尋ねたら「使える」と言われたので契約したが操作方法が分からない。

【事例2】 ウォーターサーバーの無料交換のご案内ですと事業者に呼び止められた時、幼児2人を連れていたので、すでに自宅にあるからと断った。しかし、月額負担が今より安くなり言われて断った。後になって、他社に乗り換える契約だったことが分かった。

チャシや風船を渡して、アンケートに答えてくださいなど、通行中に事業者から呼び止められた(声を掛けられた)ことはありませんか?